

第3章 基本目標と具体的施策の展開

1. 基本目標

本計画は、次の7つの基本目標を設定し、ひとり親家庭及び寡婦の自助努力を基本とした自立を促進します。

(1) 情報提供の充実・相談機能・支援体制の強化

ひとり親家庭になった当初は生活環境が激変し、様々な悩みや困難に直面することから、身近な相談支援や速やかな支援情報の提供などひとり親の身に立ったきめ細かな対応に努めるとともに、地域社会が見守り・支援する気運の醸成に努めます。

(2) 養育費確保のための支援策の推進

ひとり親家庭の児童が養育費を確保できるよう、法律相談事業の推進を図るほか、養育費に関する普及啓発の推進など養育費の取得推進を図ります。

(3) 居住の場の確保

民間賃貸住宅への入居の円滑化や、市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保推進などひとり親家庭の生活基盤の安定を図ります。

(4) 就労支援の充実

ひとり親家庭や寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、就業支援策を推進します。

(5) 育児支援の充実

ひとり親家庭が子育てと就業を両立できるよう保育所への優先入所や、保育時間の延長など育児支援の充実を図ります。

(6) 経済的負担の軽減・資金ニーズへの対応

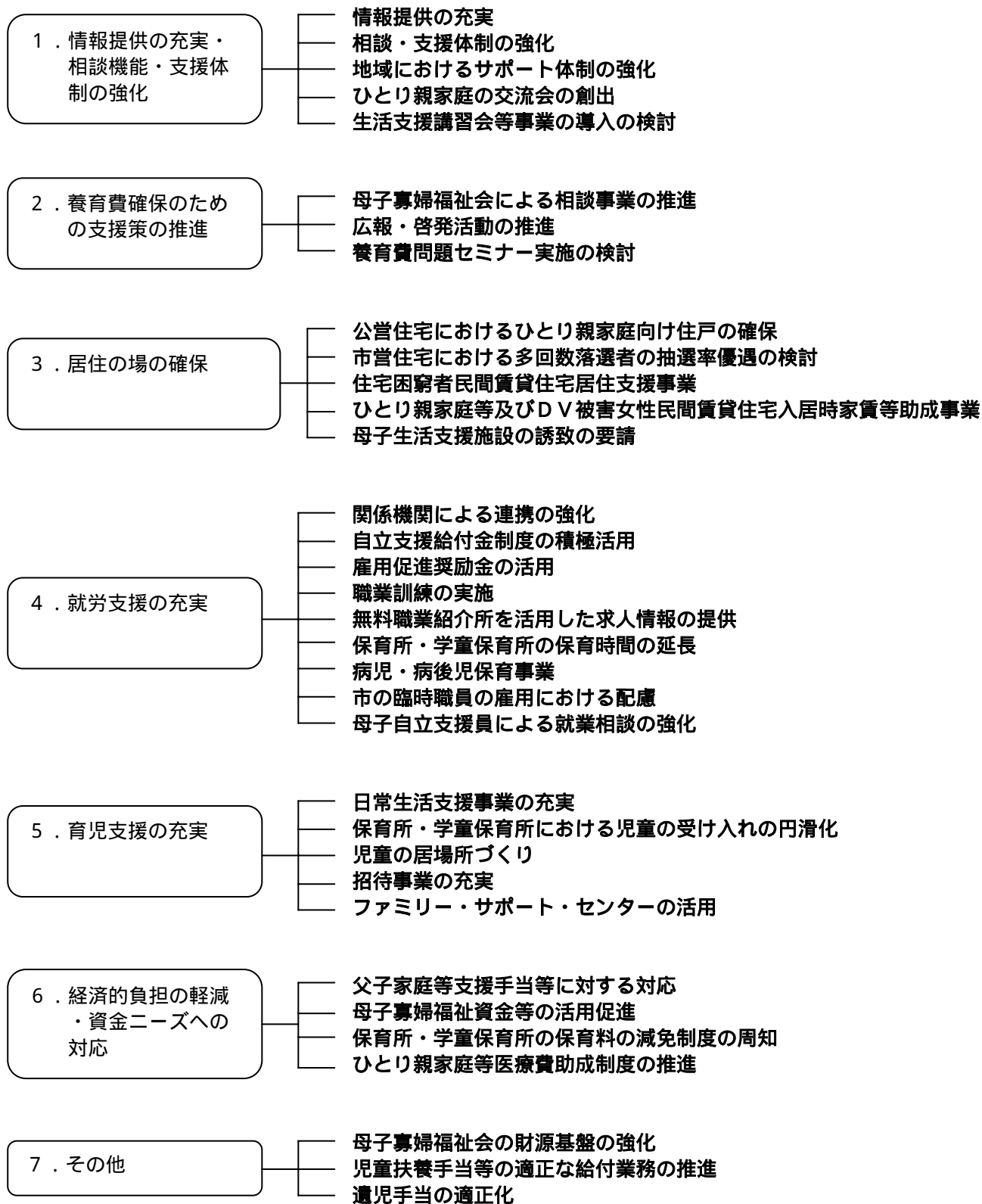
母子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当、父子家庭等支援手当などの経済的支援制度が、ひとり親家庭などの生活の安定や自立に効果的に活用されるよう、情報提供の推進や適正な給付事務を推進します。

(7) その他

母子寡婦福祉会の活動財源の確保に配慮するとともに、児童扶養手当などの給付事務の適正化の推進や遺児手当の見直しを検討します。

2. 施策の体系

ひとり親家庭及び寡婦自立支援策の体系



3. 具体的施策の展開

(1) 情報提供の充実・相談機能・支援体制の強化[既存]

地域の民生委員など身近なところにおける相談や支援策等に関する情報提供を積極的に推進するとともに、必要に応じて関係機関へ適切につなぐ相談機能・支援体制の強化・充実を図ります。

また、個々の事情に即したきめ細かな対応を図るとともに、ひとり親家庭が社会における家族形態の一つとして地域社会の中で理解され、地域社会がひとり親家庭を見守り・支援する気運の醸成に努めます。

情報提供の充実[既存] (対象 母子、父子、寡婦)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

支援情報について、市報・ホームページ・子育てガイドブック等を利用するとともに、ひとり親家庭等に関する支援措置の概要を取りまとめたパンフレットを作成し、窓口及び出先機関、また、母子寡婦福祉会等の関係団体に配布するなどして支援情報の周知に努めています。

市報

- ・16年1月1日号、同年4月1日号、同年6月15日号、同年11月15日号などに掲載

ホームページ

- ・「市政の疑問にお答えします」、「くらしの便利帳」に掲載

子育てガイドブック

- ・平成15年12月改訂版発行

パンフレット

- ・平成15年8月 第1号
- ・平成16年4月 第2号
- ・平成17年1月 「ひとり親家庭支援のしおり」発行

【事業、施策等の課題】

窓口に来庁したひとり親家庭の中には、支援措置について「知らなかった」という家庭も散見され、支援措置についてさらに周知徹底を図る必要があります。

【施策の方針】

ひとり親家庭及び寡婦が必要に応じ、各種支援策を有効に活用できるよう、従来までの広報手段に加え、母子寡婦福祉会や民生委員・児童委員などの関係機関を通じた支援情報の提供に努めるとともに、支援措置の概要を取りまとめたパンフレットを作成し、児童扶養手当等の現況調査の機会などを利用した個別配布を行うなど支援情報の周知徹底に努めます。

また、支援情報の提供と併せ、各種支援策の活用促進を図るとともに個々の事情に即した自助努力の啓発推進を図るなど自立意欲の一層の高揚に努めます。

相談・支援体制の強化[既存] (対象 母子、父子、寡婦)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

母子家庭の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子自立支援員を16年4月から設置し、母子家庭の抱える様々な相談に対応しています。

また、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために週1回、夜間相談にも対応するとともに父子家庭からの相談にも応じています。

一方、16年12月から母子福祉推進員制度が廃止されたことに伴い、地域の主任児童委員・児童委員が機動的、効果的に訪問支援活動が行えるよう、当面の対応として母子自立支援員を増員し地域における主任児童委員・児童委員の活動を側面から支援しています。

○相談実績(平成16年度)

・生活一般に関する相談	263件
・児童に関する相談	89件
・経済的支援等に関する相談	430件
・その他	8件

○家庭訪問実績(平成16年12月～平成17年10月)

・家庭訪問件数	345件
うち主任児童委員との同行訪問	226件
母子自立支援員単独訪問	119件

【事業、施策等の課題】

母子自立支援員は、母子家庭や寡婦が抱える住宅や育児など生活上の問題に関する相談のほか、就労や養育費といった経済的問題など幅広い分野にわたる様々な相談に適切に対応することが求められています。

また、ひとり親家庭となつて間もない家庭は、多くの問題や困難を抱えており、このため、ひとり親家庭となつた直後の家庭に対するきめ細かな支援が求められています。

【施策の方針】

母子自立支援員は、母子家庭や寡婦が抱える様々な問題に関する相談に、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど総合的な相談窓口としての役割を担うことから、その対応能力の向上を図るため、千葉県等で実施する研修会への参加促進を図るとともに、市においても母子自立支援員を対象とした研修会を実施するなどして、母子自立支援員の資質や相談技能の向上に努めます。

特にひとり親家庭となつて間もない家庭については、早期の生活再建を図るために窓口でのきめ細かな対応はもとより、必要に応じ、個別訪問等を通じ個々の問題に対する相談から福祉サービスの提供に至るまで、ひとり親家庭の心情に配慮したきめ細かな支援に努めます。

地域におけるサポート体制の強化[新規]（対象 母子、父子、寡婦）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活が営めるよう、地域の主任児童委員・児童委員や母子自立支援員などが家庭訪問等を通じ支援情報の提供や相談など自立に向けた支援活動を実施しています。

【事業、施策等の課題】

ひとり親家庭は、日常的に多くの困難を抱えているケースが多く、時間的・精神的ゆとりが少ないことなどから地域住民との関わりが希薄化している傾向にあります。

また、ひとり親家庭という特異な家庭と見られがちな傾向にあり、地域社会の中で一層の孤立化を招く恐れがあります。

ひとり親家庭の親子が地域社会の中で健康で安心した生活を送るためには、身近な地域社会による、ひとり親家庭に対する理解や見守りなどの支援が必要です。

【施策の方針】

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けないよう、人権尊重に向けた啓発推進を図るとともに、地域社会の中で理解され、地域社会がひとり親家庭を、見守り・支援する気運の醸成に努めます。

また、ひとり親家庭になった直後の家庭など、当面支援を必要とする家庭に対し、母子家庭の情報集積地として主任児童委員・児童委員の活動支援拠点的な役割を担う母子自立支援員と地域の主任児童委員等との緊密な連携のもと、母子自立支援員や主任児童委員等による個別訪問を実施し、必要な情報の提供に加え、相談技能の向上を図るなど、身近な相談窓口としての機能を高め、ひとり親家庭の身に立った対応支援を促進します。

また要支援や児童虐待の恐れのある家庭など特に支援を必要とする家庭については、主任児童委員等や関係機関などとの連携を強化し、個別訪問等を通じた見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策・制度の活用推奨や助言など、母子自立支援員を中軸とした、支援に向けたサポート体制の強化に努めます。

ひとり親家庭の交流会の創出[既存]（対象 母子、父子、寡婦）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

母子寡婦福祉会では、「花火を楽しむ会」、「クリスマス会」等の団体事業を通じ、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等の拡充を図っています。また、イベント等への若い世代のひとり親家庭の積極参加を促すために、若い世代の会員がイベント事業の企画に直接参画するなど、事業の活性化を図っています。

○実績（平成16年度）

- ・クリスマス会（参加者総数：157人）
- ・花火を楽しむ会（参加者総数：210人）

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、ひとり親家庭の悩みとして、「肉体的・精神的に疲れている」と答えた母親が57.5%、父親が36.5%あり、交流や悩みを打ち明けあう機会の拡充が求められています。

また、父子家庭については、母子寡婦福祉会のような団体組織がないため、父子家庭相互の交流や情報交換を可能にし、あわせて市行政との円滑な連絡調整を図るため組織化を推進する必要があります。

【施策の方針】

若い会員の加入を推進するなど母子寡婦福祉会の活性化を図り、団体事業の拡充に努めるとともに母子寡婦福祉会のイベントなどへのひとり親家庭の参加促進を図ります。

また、父子家庭については、これらの機会を通じ、組織化に向けた働きかけを推進します。

また、ひとり親家庭等が相互に集い、悩みを打ち明けあったり相談などを通じ、交流や情報の交換等を行う国の「ひとり親家庭情報交換事業」の導入について、県や近隣市の動向などを踏まえ検討します。

生活支援講習会等事業の導入の検討[新規]（対象 母子、父子、寡婦）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけや育児又は親子の健康管理などについて十分に行き届かない面があることなどから、国においてはひとり親家庭の生活を支援するために「生活支援講習会等事業」を創設しました。

【事業、施策等の課題】

ひとり親家庭や寡婦は、健康面に不安を抱えながらも働かなければ生活を維持することが困難で、こうした負担等が要因となり、体調を崩し、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、結果的に自立を困難にしています。

17年度意識調査では、ひとり親家庭となった直後の悩みとして、「子どもの養育・教育」と答えた母親が55.3%、父親が71.2%ありました。

また、寡婦では、現在の悩みとして、「自分の健康」が41.4%ありました。

【施策の方針】

こうしたひとり親家庭や寡婦を対象にした健康づくりや児童のしつけなど各種生活支援講習会を開催し、個々のひとり親家庭等の生活相談を行う国の「生活支援講習会等事業」の導入について検討します。

（２）養育費確保のための支援策の推進[新規]

養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものである反面、一般的に取得しているケースが少ない状況にあることから、「母子及び寡婦福祉法」及び「民事執行法」の改正趣旨を踏まえ、養育費が取得できるよう、養育費の取決めや取得促進に関する施策を推進します。

母子寡婦福祉会による相談事業の推進[既存] (対象 母子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

養育費問題の解決を図るために、16年1月から野田市母子寡婦福祉会の取り組みにより、託児を兼ねた「無料法律相談事業」が開設されました。

○事業概要及び実績

- ・総合福祉会館において毎月1回(第三金曜日)夜7時～9時まで実施
- ・延べ相談者数(16年1月～17年3月): 41人

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、「無料法律相談事業」について58.7%の母子家庭が「知らない」と回答しています。

【施策の方針】

養育費の取得を促進するため、「無料法律相談事業」の円滑な推進を図るとともに、当該事業の周知・活用推進に努めます。

広報・啓発活動の推進[新規] (対象 母子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

経済的事由から養育費問題などの司法手続が困難な場合などに手続費用の立替などの援助を行う法律扶助制度のチラシや、養育費問題のための「無料法律相談事業」のパンフレットを窓口等に備え養育費取得に関する情報提供に努めています。

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、現在、養育費を受けている母子家庭が18.4%と低く、また、一度も受けたことのない母子家庭が61.6%でした。養育費を取得するためには、離婚前の取決めを行うことが大切であり、このためにも養育費の取決めなどに関する啓発を推進することが必要です。

【施策の方針】

別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものであると同時に、子どもの当然の権利でもあることから、「母子及び寡婦福祉法」等の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉え養育費に関する広報・啓発活動を行います。

養育費問題セミナー実施の検討[新規] (対象 母子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭の子どもに対する民法上の扶養義務の履行を促進するため、ひとり親家庭の親は、子どもを監護しない親も含めて養育費を支払うなど扶養義務の履行に努めなければならないことなどが盛り込まれた「母子及び寡婦福祉法」が施行されました。

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、養育費を受けたことがない母子家庭が61.6%あり、養育費を受けていない理由として「相手に支払う意思や支払能力がない」が51.6%、「相手と関わりあいたくない」が20.8%、「取決めをしたが払わない」が10.1%なっており、多くの母子家庭が養育費をあきらめている様子がうかがえます。

【施策の方針】

養育費を取得できない母子家庭の母親を対象とした養育費取得に関するセミナーの開設について検討を進めるとともに、養育費の取得に関し、わかりやすく解説したパンフレットを作成し、児童扶養手当に係る現況届の機会等を活用して説明を行うなど養育費の取得促進を図ります。

(3) 居住の場の確保[既存]

早期の自立を促進するため、民間賃貸住宅の入居支援や公営住宅の優先入居等、生活基盤の安定を図るための施策の活用推進を図ります。

公営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保[既存](対象 母子、父子) (建築指導課)

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭向け住戸については、現在までに鶴奉団地(1、2号棟)で5戸、「宮崎西団地(1、2号棟)」において4戸を確保しています。

また、県営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の増設の要請については、知事の諮問機関として設置された「千葉県公営住宅のあり方検討委員会(平成15年5月設置)」の実務者会議(市町村ブロック会議・平成15年9月25日開催)において、ひとり親家庭向け住戸の増設要望を行いました。

また、50歳未満の単身DV被害者については、本市提案の国の構造改革特区第4次提案が認められ、市営住宅の目的外使用が可能となったことから、ステップハウスとして市営住宅1戸を割り当て、自立支援の促進を図っています。

【事業、施策等の課題】

住宅に困窮している低所得階層のひとり親家庭に、低廉で質の良い住宅を供給することが求められています。

【施策の方針】

市営住宅の整備については、川崎重工業(株)社宅を購入・整備することで対応し、平成18年度において社宅1棟を買い取り、この中でひとり親家庭向け住戸を確保します。

また千葉県に対し、県営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保について要望していきます。

また、市営住宅の入居に際し「保証人の確保に苦労している」実態を調査し、結果を踏まえ社会福祉協議会などによる団体保証の可否について検討します。

市営住宅における多回数落選者抽選率優遇の検討[既存] (対象 母子、父子)

(建築指導課)

【事業、施策等の現状】

市営住宅の入居選考の際、ひとり親世帯・障害者世帯等については、住宅困窮度数を高くし、抽選確率が高くなる優遇措置を講じています。また、一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親世帯について、当選

確率が高くなるような措置について検討しています。

【事業、施策等の課題】

ひとり親家庭の中には、市営住宅への入居競争倍率が高く、何度申し込んでも当選できず、入居できないので改善して欲しいとの要望があります。

【施策の方針】

一定回数以上連続して落選しているひとり親家庭に対し、他の住宅困窮者との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置について検討します。

住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業[既存] (対象 母子、父子、DV被害女性など)

(建築指導課)

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭等・DV被害女性世帯・高齢者世帯及び心身障害者世帯を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月から実施しています。

【事業、施策等の課題】

現在、協力不動産店の登録件数が少ないために、市内全域にわたる民間賃貸住宅に係る情報の提供が困難となっています。

【施策の方針】

事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働きかけを行うとともに、様々な機会を通じ事業の広報・啓発に努めます。

ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業[既存]

(対象 母子、父子、DV被害女性)

(建築指導課)

【事業、施策等の現状】

緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」を平成17年4月から実施しています。

【事業、施策等の課題】

ひとり親家庭等になって緊急に民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、その賃貸借契約時に要する費用の一部を助成することで入居時の経済的負担の軽減を図るものであることから、早急な助成金の交付が望まれます。

【施策の方針】

民間賃貸住宅へ入居する必要性の有無や対象者の自立計画など、助成対象要件に関する情報を相談の段階で的確に把握・指導し、適正かつ迅速な助成金交付の推進に努めます。

母子生活支援施設の誘致の要請[既存]（対象 母子など）（男女共同参画課・児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

同伴子を抱えるDV被害女性のシェルター退所後の自立した社会生活を営むためや、経済的事由などにより住居がなく児童の監護が十分でない母子家庭の母等を保護し、その生活を支援する母子生活支援施設については、東葛飾北部地域に施設がないという実態であることから、当該地域への立地について、平成15年2月千葉県知事宛に要望を行い、これに対する県の回答は、「研究していきたい」とするものです。

【事業、施策等の課題】

現在、母子生活支援施設は、県内に6施設しかないうえ、定員を満たしている場合が多く、このため県内の施設を利用できず、他県の施設に入所する例が少ない状況であります。

【施策の方針】

千葉県の回答を踏まえ、近隣市との連携を図りながら東葛飾北部地域への施設の誘致について、引き続き千葉県に対し働きかけをしていきます。

（４）就労支援の充実[既存]

ひとり親家庭や寡婦が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就職あっせん、就業機会の創出など就業面における支援の充実を図ります。

関係機関による連携の強化[既存]（対象 母子、父子、寡婦）（商工課・児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

「野田市無料職業紹介所」との連携を図りながら、求人情報の提供や就職あっせんなどひとり親家庭や寡婦の就業支援に努めています。

【事業、施策等の課題】

就職に結びつく求人・求職情報のマッチングなど、ひとり親家庭のそれぞれの職業適性に応じた就業支援を図る必要があります。

【施策の方針】

効果的な就業促進を図るため、「松戸公共職業安定所野田出張所」や「野田市無料職業紹介所」等との連携を強化し、求人情報の収集・把握に努めるとともに、求人情報の提供や就職あっせん、適切な求人・求職情報のマッチングなど、ひとり親家庭や寡婦の職業適性に応じた就業支援に努めます。

また、ひとり親家庭や寡婦の就業の円滑化を促進するために、必要に応じ関係機関等からなる連絡組織の設置について検討します。

自立支援給付金制度の積極活用[既存]（対象 母子）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

一定の要件を満たす母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、市

が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合、給付金を支給する「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」について、平成16年7月から実施しています。

指定講座(7件)(平成16年度)

- ・ホームヘルパー1級講座 1名
- ・ホームヘルパー2級講座 4名
- ・介護福祉士講座 1名
- ・医療事務講座 1名

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、母子家庭の就業形態は、「パート」が最も多く41.7%、「正社員・正規職員」は26.8%となっています。また、就職や仕事の問題解決のための支援として、「訓練受講などに経済的援助が受けられること」と回答した割合が最も多く57.3%となっています。

【施策の方針】

「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」の活用促進を図るとともに、高度な技能取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間促進費を支給する「高等技能訓練促進費」を導入し、就業に必要な能力開発の推進に努めます。

雇用促進奨励金の活用[既存] (対象 母子、父子など)

(商工課)

【事業、施策等の現状】

「高年齢者等」を雇用する事業主に対し奨励金を交付する「雇用促進奨励金交付事業」については、平成15年度からひとり親家庭も支援対象に追加し、ひとり親家庭の就業を支援しています。

実績(平成16年度)

- ・高年齢者 291名
- ・障害者 6名
- ・ひとり親 11名(すべて母子世帯)

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、母子家庭の母親が求職活動をした際の問題として「母子家庭であることが問題にされたこと」が12.5%あります。

【施策の方針】

市内の各事業主や「野田商工会議所」等関係機関に対し、「雇用促進奨励金交付事業」の活用促進を図るための協力要請を行うとともに、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭の雇用の促進について配慮されるよう働きかけを行います。

また、母子家庭の母を含む女性や障害者、高年齢者、失業者などの雇用の促進と起業家の育成を図る「新規起業制度」の活用促進に努めます。

職業訓練の実施[既存] (対象 母子、父子、寡婦)

(商工課・児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

野田地域職業訓練センターを活用し、受講料を無料にするなど経済的負担の軽減や、託児サービスなどに配慮した「ひとり親家庭就業支援講座(パソコン初級・中級)」については、職業訓練として人気が高く、定員18名のところ15年度に55人、16年度では、65人の応募がありました。

MOS 資格合格者(平成16年度)

- ・「ワード」合格者数 : 10名
- ・「エクセル」合格者数 : 8名
- ・「両方」合格者数 : 7名

【事業、施策等の課題】

「ひとり親家庭就業支援講座」については、毎回定員を大幅に上回る応募状況であるため、「ひとり親家庭就業支援講座」の増設が望まれています。

【施策の方針】

野田地域職業訓練センターとの連携のもと「ひとり親家庭就業支援講座」の着実な推進を図るとともに、当センターとの調整を図りながら当該講座の増設について検討します。

無料職業紹介所を活用した求人情報の提供[既存] (対象 母子、父子、寡婦)

(商工課・児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

平成16年6月から従来の「雇用促進調査員制度」を発展的に改善した「野田市無料職業紹介所」を新たに開設し、求人情報を独自に開拓・収集し、求人情報の提供に努めています。

○求職者の状況(平成16年度)

- ・求職者数 延べ883人
- ・相談者数 延べ1,482人
- ・紹介者数 延べ323人
- ・就職者数 延べ115人
- うち母子家庭の母 3人

○提供情報の状況(平成16年度)

- ・登録事業所数 379事業所
- ・求人数 1,054人

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、求職活動をした際の問題として「求人が少なかったこと」と回答した母子家庭が28.9%あります。

【施策の方針】

より多くの求人情報の収集を図るとともに、ひとり親家庭や寡婦のそれぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めます。

保育所・学童保育所の保育時間の延長[既存]（対象 母子、父子）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

全保育所において、午前7時から午後7時まで保育時間の延長を実施しています。

また、夜間保育については、あたご保育所で午後8時まで、南部保育所で午後10時まで、聖華保育園で午後9時まで実施しています。

また、学童保育所については、関宿町との合併を機に午後6時30分まで保育時間を延長し、民間委託した学童保育所においては、保護者の申し出により最大午後7時までの延長を実施しています。

【事業、施策等の課題】

未就学児童を抱えるひとり親家庭については、保育所の終業時間までに迎えに行かなくてはならないことが就業上のネックとなることが考えられるため、継続的に延長保育のニーズを把握しつつ、対応策の検討が必要です。

【施策の方針】

午後7時以降の延長保育の利用者数の伸びが少ないため、引き続き利用ニーズを見極めながら対応策を検討していきます。また、学童保育所については、保育時間の延長についてニーズがあることから、地域の実情に十分配慮して検討していきます。

病児・病後児保育事業[既存]（対象 母子、父子）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭を含め、子どもが病気になったときに仕事と子育ての両立支援を図るため、平成15年11月から小張総合病院に委託し、院内に定員4人とする「病児・病後児保育事業（名称「ひばりルーム」）」を実施しました。

また、平成17年8月からは、かかりつけの医療機関などでの受診でも利用可能となるなど利用促進のための要件緩和を図るとともに、「ひばりルーム」の部屋数を増加し、サービスの向上に努めています。

利用実績

- ・平成15年度利用者総数：129名
- ・平成16年度利用者総数：401名

【事業、施策等の課題】

かかりつけの医療機関での受診でも利用可能となったことから、子どもの健康状態を把握するために、他の医療機関との連携を強化していく必要があります。

【施策の方針】

医療機関との緊密な連携を図るとともに、利用児童数の推移を注視しつつ、定員や施設数について検討していきます。

市の臨時職員の雇用における配慮[既存]（対象 母子、父子）（人事課）

【事業、施策等の現状】

市の臨時職員の雇用にあたり、ひとり親家庭の父又は母など生活困窮度が高い者を優先的に雇用するよう配慮しています。

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、母子家庭となった後、73.1%の母子家庭の母が求職しているものの、年齢制限の問題や子どもが小さいことが問題視されることなどにより、就職を困難にしています。このためひとり親家庭の父又は母の雇用促進が求められています。

【施策の方針】

「母子及び寡婦福祉法」の趣旨の周知に努め、臨時職員の採用に当たっては、ひとり親家庭の父又は母の雇い入れの促進を図ります。

母子自立支援員による就業相談の強化[新規]（対象 母子、父子、寡婦。ただし、『母子家庭自立支援プログラム策定事業』については母子。）（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

職業能力の向上及び求職活動に関する支援業務を担当する母子自立支援員が就業相談に応じ、ひとり親家庭及び寡婦の就業を支援しています。

○就業相談状況(平成16年度)

- | | |
|------------------|-----|
| ・求職・転職に関する相談 | 38件 |
| ・資格取得・職業訓練に関する相談 | 94件 |
| ・職場に関する相談 | 1件 |

【事業、施策等の課題】

母子家庭の母親は結婚、出産等で離職し、専業主婦などに携わり、長い間仕事から遠ざかっていたために、就職する際に自分に適した仕事がわからなかったり、また、身近な相談相手がいないことなどから就業情報等が入手できず、結果として就職を一層困難にしている面があります。

また、17年度意識調査では、就職や仕事の問題解決の支援として「就労のための支援策などの情報が得られること」が24.8%、「職業や生活に関する相談が一カ所で受けられること」とした回答が17.5%あります。

【施策の方針】

ひとり親家庭や寡婦のそれぞれの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じた就業相談を実施し、個人の意欲、能力に応じた職業能力開発機会の提供や雇用・就労施策や福祉施策などの活用を推奨するなど、相談者一人ひとりに応じた就労支援を行います。また、個々の母子家庭の状況、ニーズに応じ、きめ細かな自立・就労支援を推進する国の「母子家庭自立支援プログラム策定事業」の導入についても検討します。

(5) 育児支援の充実[既存]

ひとり親家庭や寡婦が自立していくためには、より良い職に就き、経済的に安定することが重要であり、このためには、就業や求職活動、職業訓練などが十分にできるよう保育所等への円滑な入所や長時間保育など保育サービスの充実に努めるとともに、既存の福祉サービスの活用促進を図ります。

日常生活支援事業の充実[既存]（対象 母子、父子、寡婦）

（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣するなどして、一時的に子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行っています。

利用実績(平成16年度)

- ・子育て支援：5件(延べ55日間)
- ・生活援助：4件(延べ31日間)

【事業、施策等の課題】

円滑な事業の推進を図るために支援サービスの提供者である家庭生活支援員等の資質向上にむけた研修会を行う必要があります。

【施策の方針】

事業の周知を図り、活用促進に努めるとともに家庭生活支援員等に対する研修会を実施します。

保育所・学童保育所における児童の受け入れの円滑化[既存]（対象 母子、父子）

（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

保育所については、国の通知に基づき求職中においても柔軟な受け入れを行っているところであり、これらの運用について窓口及び市報、市ホームページ等を活用し継続的に周知しています。また、学童保育所では、入所資格のない小学校5、6年生についても北部学童保育所などで入所を認めているところです。

小学5、6年生の入所状況(平成16年度)

- ・北部学童保育所：3名
- ・みずき学童保育所：1名

【事業、施策等の課題】

「母子及び寡婦福祉法」では、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭に特別の配慮をしなければならないとされています。

ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭等の児童の保育所への優先入所などについて配慮する必要があります。

【施策の方針】

「母子及び寡婦福祉法」の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、児童の心身の健全な育成を図るために保育所においては、既の実施しているひとり親家庭の優先入所の拡充や、学童保育所における小学校5、6年生の受け入れの推進など、ひとり親家庭に対する保育サービスの充実を図ります。

児童の居場所づくり[既存] (対象 母子、父子)

(児童家庭課・学校教育課)

【事業、施策等の現状】

「新エンゼルプラン」において、子どもの居場所づくりの推進として 子ども館の機能の充実、 街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進、 保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進が位置づけられています。

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、親と児童のみで構成される世帯が母子家庭では60.4%、父子家庭では44.2%となっています。

親の就労時間中等に親不在の状態である家庭にいることの多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、児童の居場所となる空間の確保が求められています。

【施策の方針】

子ども館や公園、学校の校庭など地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めます。また、国の「児童訪問援助事業」の導入について検討します。

招待事業の充実[既存] (対象 母子、父子、寡婦)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉会において、毎年レジャー施設等への招待事業が企画されています。また、父子家庭の児童も参加できるなど事業の充実が図られています。

平成15年度 浦安市・東京ディズニーランド(144名参加)

平成16年度 いわき市・スパリゾートハワイアンズ(124名参加)

【事業、施策等の課題】

千葉県において従前実施していた「千葉県ひとり親家庭等招待事業」が、平成16年度をもって廃止となったことから、母子寡婦福祉会で実施している「招待事業」の拡充が求められています。

【施策の方針】

事業企画が充実しており、参加家庭からも好評を得ているため、引き続き事業の着実な推進を図ります。

また、母子寡婦福祉会に対して事業の拡充を要請するとともに、ひとり親家庭の児童などの招待事業への参加を促進します。

ファミリー・サポート・センターの活用[既存] (対象 母子、父子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

仕事と育児の両立支援のための環境整備と児童の健全育成を目的とした「ファミリー・サポート・センター事業」について、平成14年1月から実施し、平成15年度からは、ひとり親家庭を含む低所得階層を対象に利用料の一部を助成しています。

利用実績(平成16年度)

- ・利用会員世帯数(ひとり親家庭): 42世帯
- ・利用世帯数(ひとり親家庭): 23世帯

(うち利用料助成世帯：7世帯)

【事業、施策等の課題】

17年度意識調査では、「ファミリー・サポート・センター事業」について母子家庭の39.3%、父子家庭の65.4%が「知らない」と回答しています。

【施策の方針】

ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するために、「ファミリー・サポート・センター事業」の周知を図るとともに、利用料助成制度についてもあわせて周知を図り、事業の活用促進に努めます。

(6) 経済的負担の軽減・資金ニーズへの対応[既存]

「児童扶養手当制度」や「父子家庭等支援手当制度」などの経済的支援措置に関する情報の提供や適正な給付業務を推進していくとともに、様々な資金使途に応じ母子家庭等の生活の安定や向上を図る「母子寡婦福祉資金貸付制度」の活用促進や「ひとり親家庭等医療費助成制度」など、各種助成制度の周知に努めます。

父子家庭等支援手当等に対する対応[既存] (対象 母子、父子) (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

母子家庭と同様に生活に困窮している父子家庭に対して、市単独の施策として「父子家庭等支援手当制度」を創設し、父子家庭児童の福祉の増進に努めています。

【事業、施策等の課題】

「児童扶養手当制度」と同様に今後減額措置が講じられることから、事前に周知徹底を図る必要があります。

【施策の方針】

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、「父子家庭等支援手当制度」や「児童扶養手当制度」に関する情報の提供や円滑な給付事務を推進します。

また、減額措置の施行による混乱を避けるために、当該減額措置に関する周知に努め、自立に向けた支援を推進します。

また、市単独事業である「父子家庭等支援手当制度」については、今後市の財政的負担の増加が見込まれることから、国、県に対し財政的支援を要望します。

母子寡婦福祉資金等の活用促進[既存] (対象 母子、寡婦) (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

様々な資金使途に応じた「母子寡婦福祉資金貸付制度」は、母子家庭及び寡婦の自立や児童の修学などに重要な役割を果たしています。

○利用状況(平成16年度)

- ・ 修学資金 5件
- ・ 就学支度金 3件
- ・ 事業開始資金 1件

- ・生活資金 1件
- ・技能習得資金 2件

【事業、施策等の課題】

就学支度資金など児童本人のための資金について、母親本人が保証人となることで、第三者の保証人が不要となるなど制度の改善がなされたところであり、制度の利用促進を図る必要があります。

【施策の方針】

「母子寡婦福祉資金貸付制度」の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を推進し、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。また、制度の改善に係るニーズの把握に努めるとともに、改善すべき事項については、国及び県に対し制度の運用改善の申し入れを行います。

また、市社会福祉協議会が運営する「福祉資金」の活用を推進するとともに父子家庭を対象とする貸付制度の創設について国に要望していきます。

保育所・学童保育所の保育料の減免制度の周知[既存](対象 母子、父子) (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

ひとり親家庭になった場合には、前年の所得の状況をひとり親家庭として見直すため、保育所の保育料については減額になる場合があります。また、学童保育所の保育料についても低所得層を対象に減免措置を講じています。このような減免制度について、市報、ホームページのほか、窓口対応やチラシの配布などにより制度の周知に努めています。

【事業、施策等の課題】

保育所にすでに入所中のひとり親家庭に対しては、減免制度の周知が図られていますが、新たにひとり親家庭になって入所を希望している家庭では、「減免制度を知らない」といった声があります。

【施策の方針】

市報、ホームページなどの情報媒体の積極的な活用を促進するとともに、新たに入所を希望するひとり親世帯に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請等の機会を利用し減免制度の周知に努めます。

ひとり親家庭等医療費助成制度の推進[既存] (対象 母子、父子) (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

医療費による経済的負担の軽減を図るために「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めています。

【事業、施策等の課題】

「ひとり親家庭等医療費助成制度」については、「手続きがわかりにくい」、「忙しくて手続きに来られない」といった意見があります。

また、17年度意識調査では、父子家庭の17.3%が当該制度について「知らない」と回答しています。

【施策の方針】

「忙しくて手続に来られない」といったひとり親家庭に対し、年に数回、休日窓口を開設するなど、助成制度を利用しやすくする方策について検討するとともに制度の周知に努めます。また、現物給付など手続の簡素化の推進を図るために千葉県に働きかけを行います。

(7) その他[既存]

母子寡婦福祉会の活動を支える財源基盤の安定を図るとともに、「児童扶養手当」などの給付事務の適正化を推進し、「遺児手当」の適正化に向けた見直しについて検討します。

母子寡婦福祉会の財源基盤の強化[既存]

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

補助金の増額や公共施設への自動販売機設置に係る優遇措置などを通じ、会において一定の活動財源が確保されています。

【事業、施策等の課題】

養育費問題のための「法律相談事業」や各種イベント事業など団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会については、引き続き積極的な活動や事業の拡充が期待されています。

【施策の方針】

母子寡婦福祉会との連携を強化し、事業の拡充を支援するとともに、引き続き公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定について支援していきます。

児童扶養手当等の適正な給付業務の推進[既存] (対象 母子、父子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

「児童扶養手当」や「父子家庭等支援手当」の支給に関しては、給付の適正化や公平性を確保するため、事実婚など不正が判明した時点で速やかに支給停止等の措置を講ずるなど厳正な対応に努めています。

【事業、施策等の課題】

受給者の中には、制度の趣旨内容についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても届け出を怠るなど不適正に受給しているケースがあります。

【施策の方針】

「児童扶養手当」の支給申請時などの機会を捉え、制度の趣旨説明を徹底するなど不適正受給の防止に努めるとともに、不適正受給者に対しては、速やかに支給停止等の措置を講ずるなど適正かつ厳正な対応を推進します。

遺児手当の適正化[既存] (対象 母子、父子)

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

一定の要件を満たす義務教育修了前の児童を持つひとり親家庭などに児童1人につき小学校卒業まで月額3,000円、中学校卒業まで月額5,000円の「遺児手当」を支給しています。

○支給対象児童数(平成16年度)

- ・就学前児童数 548人
- ・小学生 819人
- ・中学生 433人

【事業、施策等の課題】

「遺児手当」については、生別のひとり親家庭にも支給されており、支給対象者が「児童扶養手当」と一部重複し、政策目的が不分明になっている面があるため、ひとり親家庭支援制度上の位置付けの明確化を図るとともに、適用対象及び交付額の見直しを行う必要があります。

【施策の方針】

「遺児手当制度」の創設時の考え方、近隣市町の動向、受給者の家計に与える影響等を考慮しつつ、適正化に向けた検討を進めていきます。